

制限事項：

英語文献・資料においての、もしくは非英語原典から英語に訳された文献・資料においての、“medical”の記載について、本報告書作成の際に、当研究班に課せられた使命から極力忠実・正確な理解のもと使用することに注意を払う努力をした。

実際には、日本語へ転換する際に、

- (1) 我が国で言えば公的保険診療のみに限定した意味に該当する言わば「狭義の医療」として使用されているケース
- (2) 我が国で言う公的保険診療の枠にこだわらず、自由診療や予測・予防医療ないしは検診や人間ドック等に該当する事象も排除しない範疇で捉える「広義の医療」という意味で使用されているケース
- (3) 医療という概念に留まらず、人の健康・保健を含めたさらに広い概念で捉える意味での言わば「医学(的)」という意味合いで使用されているケース
- (4) 「医学研究」という意味合いで使用されているケース

など、記載箇所前後ないし全体の文脈の中で慎重に捉えねば、その正確な意味・解釈を抽出し得ないという、一つの単語ながら実に様々な意味合いで使用されており、厳密であろうとすればするほど困難を伴うことが判明した。

しかも、上記各概念独立にではなく、相互に幾分かずつ内包し合って使用されていると思われるケースも少なからず認められた。特に、法律の正確な解釈という点において、この日本とラテン語を出自とする言語圏の国々との言語学上の差異を完全に適合・配慮して翻訳ないし法理を完璧に解釈することには時に限界のあることも明らかとなった。我々研究班としては、その限度内において可及的最大の配慮を払い、正確を期して邦訳するとともに、客観的解釈のもと記載する事に努めた。

報告書中、「医療及び医学的」などと記載のある箇所は、(1)に限定せず(2)及び(3)も含む事を意味する。

例えば、英文資料で“medical purpose”と記載のある場合、適宜その前後の文脈から状況に応じ、(1)ないし(2)についての記載の場合は「医療目的」と表記し、そこに(3)も含む場合「医学及び医療目的」、(3)のみの、より広義に使用の場合には「医学目的」、そして明らかに(4)の意味合いで使用されている場合には「医学研究目的」と記載するよう努めた。

「医学目的」という記載は、日本語の場合「学」から「学問」を連想させ、医学研究を意味するのではないかと誤解される懸念は払拭しきれないが、本稿においてその点、上記の解釈である旨、あらためて表明するものである。